

別表（第2条、第3条、第8条関係）

日常生活用具の種目と性能

種目	障害及び程度	性能	基準額 (円)	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級の身体障害者（常時介護を要する者に限る。）、下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害児、重度若しくは最重度の知的障害者（児）又は寝たきりの状態にある難病患者等（原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	19,600	5年
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級であって、常時介護を要する身体障害者（児）又は自力で排尿できない難病患者等（原則として学齢児以上の者）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	67,000	5年

入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴にあたって家族等他人の介助を要する身体障害者（児）（原則とし3歳以上の者）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年
体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上で、下着交換等にあたって家族等他人の介助を要する身体障害者（児）又は寝たきりの状態にある難病患者等（原則として学齢児以上の者）	障害者等又は介助者が体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年
移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等（原則として3歳以上の者）	介助者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000	4年
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）（原則として3歳以上の者）	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5年
訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたも	159,200	8年

		障害児又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等（原則として学齢児以上の者）	の		
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害者（児）であつて、入浴に介助を必要とする者又は入浴に介助を要する難病患者等（原則として3歳以上の者）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	90,000	8年
	便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）又は常時介助を要する難病患者等（原則として学齢児以上の者）	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができ、る）ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	便器 4,450 手すり付 5,400増	8年
	頭部保護帽	平衡機能、下肢又は体幹機能障害者で、起立・歩行時に頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、障害者（児）が転倒の際に衝撃から頭部を保護する性能を有するもの	スポンジ、 革を主原料 15,656 スポンジ、 革、プラスチックを 主原料 37,852	3年

			価格はオーダーメイドの場合に適用。既製品は上記価格の80%の範囲内の額	
	重度又は最重度の障害者（児）でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者		12,160	
歩行補助つえ（一本杖のみ）	平衡機能、下肢又は体幹機能障害により歩行障害があり、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害者（児）	T字状・棒状のつえで、障害者（児）が容易に使用し得るもの	木材、ニス塗装 2,266 軽金属、塗装無 3,090 夜光材付は422増 （全面夜光材付は1,236増） 外装に白色又は黄色ラッカーを使用	3年

			した場合 267増	
移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害者（児）又は下肢が不自由な難病患者等（原則として3歳以上の者）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者等の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	60,000	8年
特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者（児）、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な重度若しくは最重度の知的障害者（児）又は上肢機能に障害のある難病患者等（原則として学齢児以上の者）	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	151,200	8年

火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）（火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの ただし、1世帯につき2台を限度とする	15,500	8年
自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者（児）、重度若しくは最重度の知的障害者（児）又は難病患者等（火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8年
電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は18歳以上の重度若しくは最重度知的障害者若しくは知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
歩行時間	視覚障害2級以上の者	視覚障害者（児）が容	7,000	10年

	延長信号機用小型送信機	(原則として学齡児以上の者)	易に使用し得るもの		
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、屋内信号灯を含む)	87,400	10年
在宅療養等支援	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(原則として3歳以上の者)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年
援用具	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者又は呼吸器機能に障害のある難病患者等(原則として学齡児以上の者)	障害者等が容易に使用できるもの	36,000	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者又は呼吸器機能	障害者等が容易に使用できるもの	56,400	5年

	に障害のある難病患者等（原則として学齢児以上の者）			
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年
盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上の身体障害者（児）（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（原則として学齢児以上の者）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000	5年
盲人用体重計	視覚障害2級以上の身体障害者（児）（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（原則として学齢児以上の者）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	18,000	5年
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメータ)	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者（児）又は難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	157,500	6年
視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上の身体障害者（児）（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（原則	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	15,000	5年

		として学齢児以上の者)			
情報・意思疎通	携帯用会話補助装置	音声機能、言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)であって、発声・発語に著しい障害を有する者(原則として学齢児以上の者)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	98,800	5年
支援用具	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の障害者(児)であって、パソコン等の操作が困難な者(原則として学齢児以上の者)	パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトであって障害者(児)が容易に使用し得るもの 画面の文字や入力内容を音声化するソフト、画面拡大ソフト、点字ディスプレイ、スキャナ、入力補助用具(大型キーボード、特殊マウス、ジョイスティック、スイッチ等) ただし、機器修理、バージョンアップ、運搬、取付け、調整等費用は対象外	100,000	6年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者	文字等のコンピュータの画面情報を点字	383,500	6年

	(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって必要と認められる者	等により示すことのできるもの		
点字器	視覚障害者(児)であって、視力の低下、視野狭窄がある者(原則として学齢児以上の者)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの(点筆を含む)	標準型 10,712 携帯用 7,416	5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上の者)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上の者)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音	99,800	6年

		声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用読書器	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上の者）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は音声で読み上げるもの	198,000	8年
盲人用時計	視覚障害2級以上の身体障害者（児）（原則として学齢児以上の者）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読式 10,300 音声式 13,300	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者（児）又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの	71,000	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能に	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ	88,900	6年

	なる者	番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		
人工喉頭	音声機能又は言語機能障害者であって、無喉頭又は発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者（主に喉頭摘出者を対象）	<p>笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p>	<p>笛式 5,150</p> <p>気管カニユーレ付は、3,193増</p> <p>電動式 72,203</p> <p>電池又は充電器を含む</p>	<p>笛式 4年</p> <p>電動式 5年</p>
地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上の者（原則として学齢児以上の者）	地上デジタル化されたテレビ音声及びAM/FM放送を受信できるもので視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	29,000	6年
点字図書	主に、情報の入手を点字による視覚障害者	点字により作成された図書	点字図書の価格	—

排泄管理支援用具	ストマ用器具	蓄便袋 直腸機能障害者で、人工肛門のストマを造設した者 蓄尿袋 膀胱機能障害者で、尿路変更のストマを造設した者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする	蓄便袋 8,858 蓄尿袋 11,639	—
	紙おむつ等	脳原性運動機能障害2級以上かつ療育手帳Aである障害者（児）であって、排尿又は排便の意思表示が困難であり、恒常的に紙おむつを必要とする者（原則として3歳以上の者）	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	12,360	—
	収尿器	膀胱機能障害者であって排尿のコントロールが困難な者又は尿路変更のストマを造設した者	障害者（児）が容易に使用し得るもの 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする	男性用 ラテックス製又はゴム製 普通型 7,931 簡易型 5,871 女性用	1年

				普通型 8,755	
				耐久性ゴ ム製採尿 袋を有す る物 簡易型 6,077	
				ポリエチ レン製の 採尿袋を 導尿ゴム 管付（採尿 袋20枚を1 組とする）	
住 宅 改 修	居宅生活 動作補助 用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）（原則として3歳以上の者）	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	—

(注) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。